

運転免許センターにおける停止処分者講習及び高齢者講習等業務委託を受けようとする法人に対する埼玉県公安委員会の認定審査について

1 概要

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第3号の規定による運転免許停止処分者講習のうち、運転免許の保留等の期間が40日以上講習（以下「停止処分者講習」という。）及び同法第108条の2第1項第12号の規定による「高齢者講習」、法第108条の2第2項の講習のうち運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。）第1条の規定による「特定任意高齢者講習」については、法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条の3の規定により、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると埼玉県公安委員会が認める法人に業務委託しています。

また、法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査については、法第108条第1項及び規則第31条の4の2の規定により、必要かつ適切な組織及び能力を有すると埼玉県公安委員会が認める法人に業務委託しています。

そのため、別途行われる「令和8年度運転免許センターにおける停止処分者講習並びに高齢者講習等の業務委託」に伴う一般競争入札では、入札希望者は入札前に、予め所定の審査を受け、上記のとおり埼玉県公安委員会の認定をあらかじめ受ける必要があります。

なお、審査を受けられるのは、法人格を有するものであれば、その種類を問わず、株式会社、有限会社等の会社のほか、一般社団法人又は一般財団法人、特殊法人、非営利法人（NPO法人）、市町村等の地方公共団体も含まれます。

2 業務委託の内容

(1) 停止処分者講習

停止処分者講習の業務委託内容は次のとおり。

- ア 講習受講申請書の受付に関する事務
- イ 講習の実施
- ウ 考査の実施
- エ 講習終了証書の作成・交付に関する事務

(2) 高齢者講習等

高齢者講習等の業務委託内容は次のとおり。

- ア 講習受講申請書等の受付に関する事務
- イ 講習及び検査の実施

ウ 講習終了証明書等の作成・交付に関する事務

エ 臨時認知機能検査の通知に関する事務

3 公安委員会の認定基準及び認定審査手続き

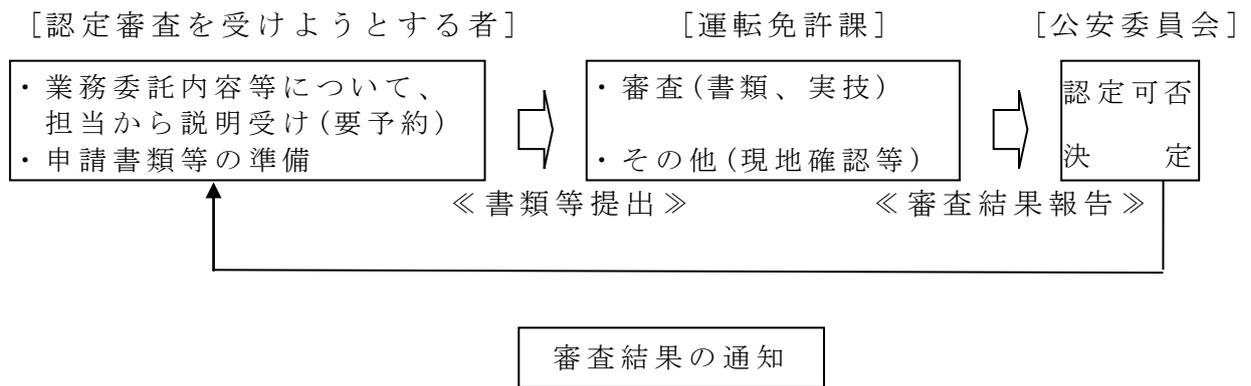
(1) 認定基準

別添 1 のとおり

(2) 認定審査手続き

別添 2 のとおり

※ 認定審査の流れ



別添 1

運転免許センターにおける停止処分者講習及び高齢者講習等業務委託に係る埼玉県公安委員会が認める法人の認定基準

停止処分者講習及び高齢者講習等業務の委託に関し、規則第38条の3及び規則第31条の4の2の規定に基づく埼玉県公安委員会が認める法人の認定基準について次のとおり定める。

停止処分者講習及び高齢者講習等業務（以下「講習業務」という。）の委託を受ける法人は、次に掲げる全ての要件に適合していること。

- 1 法人の役員等（取締役等の役員又はこれらに準ずる者及び法人の支店若しくは常時契約を締結する事務所代表者も含む。）は、次に掲げるいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 拘禁刑以上の刑若しくは飲酒運転や無免許運転等別途指定する悪質な法令違反により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法律」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用していると認められる者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (7) 法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (8) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

- (9) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (10) 心身の障害により、職務を正常に行うことができない者

2 組織

- (1) 埼玉県内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (2) 暴力団又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められる法人ではないこと。
- (3) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていない法人であること。
- (4) 個人情報情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等、個人情報に関する内部規定が定められている法人であること。
- (5) 講習業務に従事する講習指導員に、急な欠員や欠勤が生じた場合、その補填が速やかにできる等、講習業務を適正かつ継続的に実施することが可能な法人であること。

なお、次の体制が確保できること。

- 停止処分者講習
 - ・ 講習指導員は12名以上
- 高齢者講習等
 - ・ 講習指導員は3名以上
 - ・ 講習業務の適正な運用を図るための講習補助者は1名以上
- (6) 講習業務に従事する者を適正に管理する能力を有する者として、道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に3年以上の経験を有する者又は自動車等の安全運転に関する業務について必要な知識及び経験を有する者がおり、かつ、同人を業務責任者として選任することができる法人であること。

なお、ここでいう業務責任者とは、前記1の(1)から(10)までのいずれにも該当しない者であること。

- (7) 業務の実施にあたり、各講習指導員としての要件を満たす者を運転免許センターに配置できる法人であること。

なお、ここでいう講習指導員は、前記1の(1)から(10)までのいずれにも該当しない者であること。

- (8) トラブル及び苦情処理への対応が整備されていること。

3 設備等

- (1) 講習設備

運転免許センター内の指定場所において、停止処分者講習については、規則第38条第3項第4号、高齢者講習等については、規則第38条第12項第2号に規定する設備、又は同等以上の設備を準備できる法人であること。

(2) 講習教材

停止処分者講習については、規則第38条第3項第3号、高齢者講習等については、規則第38条第12項第2号に規定する教材を準備できる法人であること。

4 経理的基礎

(1) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない法人であること。

(2) 1年以上の営業実績を有している法人であること。

別添 2

運転免許センターにおける停止処分者講習及び高齢者講習等業務委託に係る埼玉県公安委員会が認める法人の認定審査手続き

停止処分者講習及び高齢者講習等業務の受託を希望し、認定審査申請をする法人に対し、予め講習業務の担当職員が業務内容及び審査方法等について説明（対面による方法）を行います。

その説明を聞いて、十分理解された上で、認定審査申請書等、所定書類を提出してください。

なお、この説明を受けないと認定審査申請が出来ないというものではありません。説明を受けるか否かは、認定審査申請をされる法人の任意です。

1 業務委託内容等の説明

業務委託内容等の説明は、予約により行います。

(1) 予約方法等

予約は、電話により受け付けます。

ア 予約受付期間

令和 8 年 3 月 19 日（木）から令和 8 年 4 月 9 日（木）までの間

イ 予約受付曜日及び時間帯

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間

ウ 予約先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課講習係

電話 048-543-2001（内線 231・233）

音声ガイダンスに従い、「直接職員とお話をしたい」に進み、上記内線番号を伝えてください。

(2) 説明実施日

令和 8 年 3 月 23 日（月）から令和 8 年 4 月 10 日（金）までの間において別途指定した日時を予定

2 認定審査申請書等の提出

埼玉県公安委員会の認定審査を受けようとする法人は、認定審査申請書（別記様式第 1 号）に、以下に掲げる書類を添え、後記してある提出期限までに提出してください。

なお、提出された書類の返却は一切できませんので、予めご承知ください。

- (1) 定款若しくは寄付行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）又はこれに準ずるもの
- (3) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損防止等、個人情報の安全管理に関する内部規定
- (4) 役員等名簿（別記様式第2号）
- (5) 役員等全員に係る次に掲げる書類
 - ア 「役員等」の本籍地を管轄する市町村等が発行する身分証明書
 - イ 医師の診断書（別記様式第3号）
 - ウ 誓約書（停止処分者講習及び高齢者講習等業務委託に係る埼玉県公安委員会が認める法人の認定基準の1の(1)から(10)までに該当しない旨のもの。別添記載例参照）
 - エ 運転記録証明書（自動車安全運転センターが発行するもの）
 - オ 住民票の写し（個人番号の記載のないもので、登記事項証明書に役員として記載のある者を除く。）
- (6) 業務責任者として従事させようとする者に係る次に掲げる書類
 - ア 履歴書
 - イ 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に3年以上の経験を有する者又はその他自動車等の安全運転に関する業務について必要な知識及び経験を有する者を証明する書類
- (7) 講習業務に従事させようとする者に係る次に掲げる書類
 - ア 従事者名簿（別記様式第4号）
 - イ 講習指導員等の要件（別添資格要件）について確認することができる書類の写し
- (8) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を納付していることを証明する書類の写し
- (9) 講習に使用する車両に係る次に掲げる書類
 - ア 自動車検査証の写し
 - イ 自動車の諸元表等（教習仕様車で助手席に補助ブレーキが装備されていることを証明する書類。なお、前記アの用途欄が「特種」、かつ、車体の形状欄が「教習車」と記載されている場合は不要）

ウ 自動車任意保険証の写し

(10) 講習に使用する設備・教材が、規則第38条第3項第3号及び規則第38条第12項第2号に規定するものであることを明らかにした書類

(11) 前年度の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び余剰金処分計算書）の写し

(12) トラブル及び苦情処理への対応に係る次に掲げる書類

ア トラブル及び苦情処理対応マニュアル

イ 最近1年間のトラブル及び苦情処理対応研修の実績

(13) 前記書類のほか、別途指定する書類

3 提出書類の内容に変更が生じた場合の措置

認定審査申請書等の提出時から停止処分者講習及び高齢者講習等業務委託の契約締結までの間において、役員の変更等で前記2に掲記した提出書類の内容に変更が生じた場合は、直ちに運転免許課講習係に連絡してください。

変更内容により、別途指定する書類を提出していただくことがあります。

4 書類の提出期限等

(1) 提出期限

令和8年5月7日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 持参による受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

(3) 提出先

〒365-8501

鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課講習係

電話 048-543-2001（内線231・233）

5 実技の審査

講習指導員等が、必要な知識及び技能を有しているか否かを確認するため、実技の審査を行う場合があります。

予めご承知ください。

6 認定審査結果の通知

認定審査結果は、別途郵送する「認定審査結果通知書」により通知します。

7 認定された場合の有効期限

別途行われる「令和8年度運転免許停止処分者講習及び高齢者講習等の業務委託」に伴う一般競争入札に限り、有効なものとしします。

8 講習指導員確認申請の受付

講習指導員が、認定基準の2(5)に掲記した人員に満たない場合は、停止処分者講習及び高齢者講習等業務の受託を希望し、埼玉県公安委員会の確認申請をする法人に限って、関係する講習指導員の確認申請を受け付けます。

(1) 講習指導員の資格要件等

- ア 資格要件（別添資格要件のとおり。）
- イ 別紙、講習指導員資格要件審査申請書

(2) 申請書の受付期限等

- ア 受付期限
令和8年4月23日（木）午後5時まで
- イ 受付曜日、時間及び提出先
法人の認定審査申請手続きに同じ

※	受理年月日	年 月 日
※	受理番号	

認定審査申請書

停止処分者講習・高齢者講習等業務委託に係る埼玉県公安委員会が認める法人の認定審査について申請します。

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

(事務所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

ふりがな	
法人の名称	
ふりがな	
代表者氏名	
主たる事務所 の所在地	〒 電話
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人 5 その他 ()

役員等名簿

(ふりがな) 法人名称				
所在地				
番号	役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
1			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

注意事項

- 1 番号1の欄には代表者について記載すること。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載のうえ添付すること。
- 3 法人名称、氏名にはふりがなを記載すること。

診 断 書

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日生

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当しない旨
- 2 精神機能の障害により、委託業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである旨

を診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師

別紙

別記様式第29(第30条、第51条、第56条、第58条の2、第61条、第67条、第69条関係)

講習指導員資格要件審査申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所

氏 名

(年 月 日生)

上記の者の講習指導員としての資格要件を審査されたく申請します。

運転免許証番号 免許の種類別	第 号
過去 年以内における 前科・前歴	有 () 無
添付書類	
備 考	

誓 約 書

私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑若しくは飲酒運転や無免許運転等別途指定する悪質な法令違反により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法律」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用していると認められる者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 7 法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 8 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- 9 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 10 心身の障害により、職務を正常に行うことができない者

埼玉県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

別添資格要件

停止処分者講習指導員の資格要件

停止処分者講習指導員は、次の各項に掲げる要件を備えているものとする。

- 1 25歳以上であること。
- 2 当該講習の指導に用いる自動車等を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けていること。
- 3 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 運転適性指導（道路交通法（以下「法」という。）第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない。
 - (2) 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又はその執行が受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない。
 - (3) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪又は刑罰法令に違反（前記(2)に規定する罪を除く。）し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又はその執行が受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない。
- 4 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 運転適性に関する業務に関し、次のいずれかに該当すること。
 - ア 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、次に掲げる運転適性に関する業務のいずれかに従事した経験の期間がおおむね1年以上ある。
 - (ア) 運転適性指導
 - (イ) 警察庁の定める指定自動車教習所の教習の基準第13の2(1)アに掲げる「5適性検査結果に基づく行動分析」に係る教習
 - (ウ) 初心運転者講習における運転適性検査
 - (エ) 交通部運転免許本部運転免許試験課における自動車等の運転に必要な適性に関する調査及び指導
 - (オ) 停止処分者講習に係る講習指導員の業務
 - イ 公安委員会が運転適性に関する業務に関し前記アと同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める次に掲げるいずれかの者に該当する。
 - (ア) 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習指導員として経験のある者
 - (イ) 警察庁が実施する中堅運転適性検査指導者専科（平成12年まで実施

- していた新任運転適性検査指導者専科又は運転適性専門官専科を含む。)を修了し、運転適性指導に関する業務に従事した経験のある者
- (ウ) 安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員(警察)研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者
- (エ) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けているが、運転適性に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年に満たない者で、公安委員会が行う所要の講習を受けたもの
- (2) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当すること。
- ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(普通)及び教習指導員資格者証(大自二)又は教習指導員資格者証(普自二)の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある。
- イ 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号。)第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程(普通自動車及び大型自動二輪車に係るもの又は普通自動二輪車に係るもの)を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある。
- ウ 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し前記ア又はイと同等以上の技能及び知識を有すると認める次に掲げるいずれかの者に該当する。
- (ア) 交通取締用二輪車若しくは交通取締用自動車又は警ら用無線自動車の乗務員としての経験がおおむね1年以上で適任である
- (イ) 交通部運転免許本部運転免許試験課で技能試験官としての経験がおおむね1年以上ある者
- (ウ) 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習指導員としての経験のある者
- (エ) 安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員(警察)研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者
- 5 次のいずれかに該当する者であること。
- (1) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した次に掲げるいずれかの者に該当する者

- ア 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習指導員としての経験がおおむね1年以上ある者
 - イ 安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がおおむね1年以上ある者
- (2) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修）を修了した者

別添資格要件

高齢者講習等指導員の資格要件

高齢者講習等指導員は、次の各項に掲げる要件を備えているものとする。

- 1 21歳以上であること。
- 2 講習の指導に用いる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けていること。
- 3 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 運転適性指導（道路交通法（以下「法」という。）第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない。
 - (2) 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又はその執行が受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない。
 - (3) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（前記(2)に規定する罪を除く。）を犯し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない。
- 4 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 運転適性に関する業務に関し、次のいずれかに該当すること。
 - ア 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、次に掲げる運転適性に関する業務のいずれかに従事した経験の期間がおおむね1年以上ある。
 - (ア) 運転適性指導
 - (イ) 警察庁の定める指定自動車教習所の教習の基準第13の2(1)アに掲げる「5適性検査結果に基づく行動分析」に係る教習
 - (ウ) 初心運転者講習における運転適性検査
 - (エ) 交通部運転免許本部運転免許試験課における自動車等の運転に必要な適性に関する調査及び指導
 - (オ) 停止処分者講習、高齢者講習又は違反者講習に係る講習指導員の業務
 - イ 公安委員会が運転適性に関する業務に関し、前記アと同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める次に掲げるいずれかの者に該当する。
 - (ア) 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習指導員として経験のある者
 - (イ) 警察庁が実施する中堅運転適性検査指導者専科（平成12年まで実施

- していた新任運転適性検査指導者専科又は運転適性専門官専科を含む。)を修了し、運転適性指導に関する業務に従事した経験のある者
- (ウ) 安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員(警察)研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者
- (エ) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けているが、運転適性に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年に満たない者で、公安委員会が行う所要の講習を受けた者
- (2) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当すること。
- ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(普通)の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある。
- イ 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号。)第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程(普通自動車に係るもの)を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある。
- ウ 交通取締用二輪車若しくは交通取締用自動車又は警ら用無線自動車の乗務員としての経験がおおむね1年以上で適任である。
- エ 交通部運転免許本部運転免許試験課で技能試験官としての経験がおおむね1年以上ある。
- オ 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習指導員としての経験がある。
- カ 安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員(警察)研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がある。
- 5 次のいずれかに該当する者であること。
- ただし、令和4年5月12日以前に(1)に該当し、又は令和4年3月31日以前に(2)に該当したことによって高齢者講習指導員の要件を充足した者については、改正法施行に伴う運転技能検査員養成講習を受けていなければならない。
- (1) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した次に掲げるいずれかの者に該当する

- ア 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習指導員としての経験がおおむね1年以上ある者
 - イ 安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がおおむね1年以上ある者
- (2) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修、又は高齢者講習指導員研修）を修了した者